

# 延暦十二年の詔 — 皇親女子の婚制緩和の法令 —

中 村 みどり

## はじめに

皇親女子とは、皇親の限に含まれる女子のことである。我が国ではその内一世皇女を特に内親王と称し、二世以下王女を女王と呼ぶ。

近年女性史が盛んになりつつある中でも、この内親王並びに女王に関する研究は未だ多くはなく、これは偏に内親王・女王等皇親女子が史料上に殆ど記し遺されておらず、実態を捉え難くしているためである。

では皇親女子、特に二世女王がどのように史料上に遺されているかというと、斎王や入内の例の他には、その多くが某の母、あるいは室という立場として遺されている。例えば、『六国史』『尊卑文脈』『本朝皇胤紹運録』等における嵯峨二世女王・村上二世女王と藤原氏との婚姻事例は、管見の限りでは十六例が確認できる（表1参照）。そしてこうした二世女王と臣下との婚姻事例というのは、奈良時代以前には存在しなかった、平安時代に始まる事例なのである。

では二世女王と藤原氏との結婚がどのようにして始まったのかというと、そこには桓武天皇の定めた法令が存在している。それが本稿において取り上げる延暦十二年の詔である。

(表1) 二世女王の婚姻事例一覧 (桓武皇孫～村上皇孫)

| 祖父天皇 | 父親王  | 女王名   |     | 結婚   | 子 女                  | 備 考                       |
|------|------|-------|-----|------|----------------------|---------------------------|
| 桓武天皇 |      |       |     |      |                      | 事例無                       |
| 平城天皇 |      |       |     |      |                      | 事例無                       |
| 嵯峨天皇 | 忠良親王 | 操子女王  | 藤原氏 | 藤原基経 | 兼平・温子                |                           |
| 淳和天皇 | 恒世親王 | 恒世親王女 | 藤原氏 | 藤原衡  | 有全・俊実                |                           |
| 仁明天皇 | 人康親王 | 人康親王女 | 平氏  | 平惟範  |                      |                           |
|      |      | 人康親王女 | 藤原氏 | 藤原基経 | 時平・仲平・忠平・良平・頼子・妹子・穩子 | 頼子・妹子は清和女御、穩子は醍醐皇后        |
|      | 本康親王 | 廉子女王  | 藤原氏 | 藤原時平 | 保忠                   |                           |
| 文德天皇 |      |       |     |      |                      | 事例無                       |
| 清和天皇 | 貞元親王 | 貞元親王女 | 藤原氏 | 藤原興嗣 |                      | ※安田氏は誤伝とする <sup>(1)</sup> |
| 陽成天皇 | 元平親王 | 元平親王女 | 藤原氏 | 藤原兼通 | 顕光                   |                           |
| 光孝天皇 | 是貞親王 | 是貞親王女 | 藤原氏 | 藤原定方 |                      | ※新山氏は源氏に嫁とする              |
| 宇多天皇 | 敦慶親王 | 敦慶親王女 | 源氏  | 源信明か |                      | 歌人・中務 / 後に源信明室            |
| 醍醐天皇 | 代明親王 | 敏子女王  | 藤原氏 | 藤原頼忠 | 公任・遵子・禊子             |                           |
|      |      | 恵子女王  | 藤原氏 | 藤原伊尹 | 親賢・懐子ほか              |                           |
|      | 重明親王 | 旅子女王  | 藤原氏 | 藤原朝光 | 朝経・相任・登朝             | 斎宮 ※悦子女王とも                |
|      | 有明親王 | 昭子女王  | 藤原氏 | 藤原兼通 | 朝光・(皇子)              | ※能子女王とも                   |
|      |      | 馨子女王か | 藤原氏 | 藤原公季 | 実成・如源・義子             |                           |
|      | 行明親王 | 行明親王女 | 源氏  |      |                      | ※新山氏説                     |
| 村上天皇 | 為平親王 | 婉子女王  | 藤原氏 | 藤原実資 |                      | 天皇出家後再婚                   |
|      |      | 為平親王女 | 皇族  | 具平親王 | 源師房                  |                           |
|      | 具平親王 | 婢子女王  | 藤原氏 | 藤原教通 |                      | 斎宮、資子皇女養女、頼通が後見           |
|      |      | 隆姫女王  | 藤原氏 | 藤原頼通 |                      |                           |
|      |      | 具平親王女 | 皇族  | 敦康親王 | 姫子女王                 | 姫子は頼通と隆姫の養女となる            |
|      | 昭平親王 | 昭平親王女 | 藤原氏 | 藤原公任 |                      | 『大鏡』 / 藤原道兼女              |

※なお新山氏説は新山春道「二世女王の婚姻―朝顔の姫君を中心に―」(『中古文学』67.2001年)による

延暦十二年の詔とは、『日本紀略』延暦十二年(七九三)九月十日条に見える詔で、即ち、見任大臣・良家の子孫が三世以下の女王(皇曾孫)を、藤原氏が二世以下の女王(皇孫)を娶ることを許すという、皇親女子の婚姻枠を大幅に拡大し、その存在形態に多大な変化をもたらした法令である。

この延暦十二年の詔に関しても、史料上に見られる実例が少ないために、実際に僅かな例しか存在しないのか、それとも記し遺されていないだけなのかの判別はつき難く、非常に論証し難い問題である。しかし平安時代以後見られるようになった藤原氏への女王降嫁の問題、そして藤原師輔に始まる内親王降嫁という問題を考えるにあたって、最も重要な法令でもある。ゆえに延暦十二年の詔の意

味するところを解き明かすことは非常に価値のあるものだと考えるが、しかし該当時期の正史である『日本後紀』の散逸により、詔の具体的な内容が分からない上に実例が乏しいため、詔の解釈も、発布の意図も明確ではない。

先行研究においても皇親女子の結婚に関して論究する場合に必ず引用される法令でありながら、いずれも詔の概略を取り上げているにすぎず、言及したとしても二次的なものとして触れられる程度であり、具体性を欠くのが現状である。

唯一、安田政彦氏が著書内において延暦十二年の詔の意味すべきところについて論究しており、その運用を二世・三世女王を中心に検証されているものの、氏の見解と論証には不十分なところがあり、再考を要する部分があるように思われる。<sup>(1)</sup>

従って本稿では、安田氏の見解を踏まえた上で詔の解釈に関する再考を行うと共に、詔発布の意図とその背景を考察し、延暦十二年の詔によってもたらされた影響について明らかにする。

## 一 皇親女子の婚姻に関する規定

### 1 皇親粹とそれに伴う婚姻粹の推移

まず延暦十二年（七九八）以前における皇親女子の婚姻に関する規定について整理する。

皇親女子の婚姻規定に関する法令として現在確認できる最も古いものは、大宝元年（七〇二）施行の『大宝令』である。<sup>(2)</sup>

『令義解』（継嗣令「王娶親王條」）によると「凡王娶親王、臣娶二世王、三者聽、唯五世王、不得娶親王」とあり、王が内親王を娶り、臣下が五世女王を娶ることを許している。<sup>(3)</sup>

同じく『令義解』（継嗣令「皇兄弟子條」）によると「凡皇兄弟皇子、皆為親王、女帝子亦同、以外並為諸王、自親王・五世雖得王名、不レ在皇親之限、」とあり、親王（内親王）とは天皇の兄弟・子をいい、その他が王（女王）と称すること、並びに五世王（五世女王）は王名を得るが皇親の限には含まれないことが規定されている。

従つて先の「王娶親王條」と照らし合わせると、内親王は皇親との結婚しか認められず、また皇親の限ではない五世王以下もまた内親王を娶ることが許されていなかったこと。並びに臣下が皇親との結婚を認められていなかったことが分かる。

次いで『続日本紀』慶雲三年（七〇六）二月十六日条において、「准レ令、五世之王、雖レ得王名、不レ在皇親之限、今五世之王、雖レ有王名、已絶皇親之籍、遂入諸臣之例、顧念親親之恩、不レ勝絶籍之痛、自今以後、五世之王、在皇親之限、其承嫡者相承為王、自餘如レ令、」と詔される。即ち、五世王は王を名乗るが皇親の籍を断つて臣下となっている。しかし以後は五世王も皇親の限とし、その承嫡者も王とせよ、とした。

この皇親粹の拡大に伴い、先の継嗣令にも改変が加えられたと考えるべきであるから、以後は「臣娶六世王」者聽、「唯六世王、不レ得娶親王、」、「六世雖得王名、不レ在皇親之限、」となったのであろう。即ち、臣下は皇親の限となった五世女王を娶ることができなくなり、六世女王以下とのみ結婚し得た。六世王が内親王を娶り得ないのは変わりないが、逆に皇親の限に含まれた五世王は内親王を娶ることができるようになった。

以上を小括すると、皇族には皇親の限というものが存在しており、この内皇親に含まれる皇女・女王は、皇親としか結婚できない規定がなされていた。従つて臣下は皇親女子を娶ることは禁じられており、女王であっても皇親の限ではない五世女王、慶雲三年以降は六世女王とのみ、結婚し得たということである。

このように皇親の内女子の婚姻にのみ厳しい制限が設けられてきたのは、天皇家の「血縁的尊貴性」を保護維持する

ためであったと、栗原弘氏は述べる。<sup>(4)</sup> 古来より我が国の子供の帰属権は父系にあるため、男女間の子供は父方一族に所属することになる。従って、皇子が臣下の女との間に儲けた子は皇親に列し、逆に皇親女子が臣下の男との間に子を儲けた場合は臣下の籍に列することになる。ゆえに、皇族の血統が臣下に流出して尊貴性が失われてしまわぬように、皇親女子に限ってこのような厳しい婚姻の規制が設けられていたのである。しかも栗原氏によると、この皇親女子に関する婚姻規制は、皇族内での近親婚が集中して見られる仁徳朝以前、遅くとも五世紀初頭には成立していたという。そしてこの規制が八世紀中においても堅く遵守されていたことは、今江広道氏によっても明らかとされている。<sup>(5)</sup>

更に『続日本紀』天平元年（七二九）八月五日条によると「五世王嫡子已上、娶<sup>三</sup>孫王<sup>二</sup>生<sup>一</sup>男女<sup>一</sup>者、入<sup>三</sup>皇親之限<sup>一</sup>、自餘依<sup>三</sup>慶雲三年格<sup>二</sup>」とあり、五世王の嫡子以上（五世王内皇親＋五世王承嫡者）が孫女王（二世女王）を娶って生まれた男女が皇親の籍に入れられることが規定されている。即ち、皇親の限に含まれる最後の世代となる五世王・六世王（五世王承嫡者）が二世女王を娶って生まれた子供は、父系に従って臣下の籍に入れられるべきであるが、特別に母の身分に従って皇親の籍に加えよとするのである。つまり、母が二世女王など尊貴な皇族である以上、子も皇親として留め置くことで、女王が臣下を生み出す可能性を回避せんとしたのである。<sup>(7)</sup>

以上より、我が国がいかに皇親女子の結婚を厳しく規制してきたのか、ひいては皇族の血の流出を警戒し制限してきたのが理解されたことと思う。それにも関わらず、延暦十二年、桓武天皇は三世以下の女王が臣下に嫁ぐこと、並びに二世女王が藤原氏に嫁ぐことを許したのである。これ以前の厳しい婚姻規制と、臣下が六世女王以下しか娶えることができなかったことを考えると、氏族が限定されているとはいえ、この詔が多大な変革をもたらしたことは明白である。

では、延暦十二年の詔によってこれらの法がどのように改変されたのか、またどのような氏族が詔の対象とされたのか、その意味するところについて考察してゆく。

## 2 延暦十二年の詔の解釈

延暦十二年の詔の全文を挙げると、以下のとおりである（以下傍線筆者）。

詔曰、云々、見任大臣良家子孫、許<sub>レ</sub>娶三世已下、但藤原氏者、累代相承、撰<sub>レ</sub>政不<sub>レ</sub>絶、以<sub>レ</sub>此論<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>同等、殊可<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>娶二世已下者、云々、

解釈を加える上で問題となるのは、詔中の「見任大臣良家子孫」が指す範囲、並びに「藤原氏」として適応される範囲。即ち、詔が誰を対象として出されたものであったかである。そこで以下、①見任大臣、②良家、③子孫、④藤原氏、について考察してゆく。

### ①「見任大臣（良家）子孫」

見任とは即ち現在任じられている者の意であるから、直訳するならば、現在大臣である者の子孫という意味となるが、安田氏はこれを、「より普遍的に在任の大臣を意味する」として、延暦十二年時における見任大臣である藤原継繩には限定されないことを述べる。

これに関しては同意見であるが、詔中において「見任」と明記されている以上、普遍的というよりは、「その時大臣である者の子孫」という「見任」に対する限定性は存在したであろう。つまり、「かつて大臣であった者の子孫」は含まれるべきではないように思われる。

### ②「（見任大臣）良家子孫」

次に良家とは、国語辞典的には良い家柄や正しい家柄、豊かな家柄を指すとされるが、それでは対象がいささか漠然としすぎているように思われる。

安田氏は良家に含まれる者として、大臣を出した家柄、それに匹敵する家柄、外戚氏族、キサキを入れている氏族、

女御以上を出し得るような氏族といった、即ち議政官構成氏族を中心とした桓武天皇と個人的繋がり深い氏族を指しているとする。

しかし大臣を出した家柄、それに匹敵する家柄というだけでは、やはり適応範囲が不明確すぎる。

また桓武天皇の外戚氏族への優遇が目立つのは延暦十三年（七九四）の平安京遷都後であり、延暦十二年時に大臣家と並列して挙げられるような存在足り得たかという点に疑問である。しかも和家麻呂の薨伝には、「為人木訥、以帝外戚、特被擢進、蕃人入相府、自<sub>レ</sub>此始終、」（『日本後紀』延暦二十三年四月廿七日条）とあり、「蕃人」と認識されていたことを見ても、外戚和氏を「良家」と呼んだとは思われない。あくまで、優遇と良家待遇とは別のものである。

キサキを入れている氏族、女御以上を出し得るような氏族に関しても、平安初期における「入内させることのできる家柄」が決してごく一部に限定された特権であったわけではないことから、対象を限定されている延暦十二年の詔において「良家」として含まれたとは思わない。それまでの頑な皇親女子の婚姻規制を鑑みても、「入内すること」「降嫁され得ること」と同義とすべきではないであろう。

以上より、桓武天皇の「個人的繋がり」を重視するならば、「良家」ではなく明確な「外戚」等の直接的表記が必要だったのであり、安田氏の挙げるところの範囲はいずれも「良家」の定義として憶測の域を出ないように思われる。

では詔の中で、明確に「良家」と見做されるのがどういう氏族であったのかというと、まず『本朝文粹』天長四年六月十三日の太政官符に「（前略）太政官去十一月十五日符傳、案<sub>三</sub>唐式<sub>一</sub>、昭文崇文両館學生、取<sub>三</sub>三品已上子孫<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>選<sub>三</sub>凡流<sub>一</sub>、今須<sub>下</sub>文章生者取<sub>三</sub>良家子弟<sub>一</sub>、（中略）今謂<sub>三</sub>良家<sub>一</sub>、偏據<sub>三</sub>符文<sub>一</sub>、似<sub>レ</sub>謂<sub>三</sub>三位已上<sub>一</sub>、（後略）」という記述がある。即ち、文章生は「良家子弟」から取るべきだとした上で、「良家」とは「三位已上」を言うとする。

同じく『政事要略』（糾彈雜事）「罪名并贖銅八虐六議」の六議には「六曰、議レ貴、謂、三位以上、戸令云、（中略）、又以三位、為良家<sup>一</sup>之由、見<sup>三</sup>至要雜事<sup>二</sup>、」とあり、三位を以て「良家」とされていることが分かる。<sup>8)</sup>

更に『類聚三代格』寛平六年二月廿三日の太政官符では「應<sup>下</sup>准<sup>三</sup>耕田數<sup>二</sup>班<sup>三</sup>舉正稅<sup>二</sup>并<sup>有</sup>對捍輩<sup>一</sup>即科<sup>中</sup>其罪<sup>上</sup>事、（中略）、班<sup>三</sup>舉買耕之人<sup>一</sup>、而或諸司官人雜任并良家子弟内外散位以下及諸院諸宮王臣勢家人等、多接<sup>三</sup>部内<sup>二</sup>領<sup>三</sup>作田地<sup>一</sup>、（後略）」とあって、良家が即ち勢家（その時勢いのある権門や権力者）とは別のものであることを明らかにしている。以上より、「良家」とは具体的に三位以上の家柄を指したと考えられる。

もっとも「見任大臣」同様、「三位以上子孫」と明確に記されていないことを鑑みると、「良家」には三位以上の家という意味に加えて、国語的な意味での良家＝良い家柄と認識される一部氏族も多少なりと含まれていたと考えるべきであろう。但しそれは安田氏の述べる大臣家に匹敵するような家柄という権力的なものではなく、また女が女御となり得るかどうかも問題ではなく、即ち「勢家」ではなく、王族末裔氏族等のごく一部の伝統的な名門氏族が対象となったと考えるべきであろう。

### ③「（見任大臣良家）子孫」

ここで「子孫」を挙げているのは、「子孫」が即ち「子」と「孫」という限定的なものであるか、あるいは「子孫」という永続的なものであるかが問題となるためである。

安田氏は『皇室制度史料』において「子孫」を「子・孫」と限定的に解釈していることに対し、実例に照らし合わせればむしろ「子孫」と解されるべきだとしている。

但し、この安田氏が根拠にするところの実例の大半が藤原氏の事例であること、つまり「見任大臣良家子孫」に関する事例ではないことから、「子孫」とする説は一概には支持し難い。<sup>9)</sup> しかも「見任」であつた大臣の子孫すべてを指す



ことは、その後の盛衰に関係なく適応されるわけであるから、時代にそぐわない結果を生み出す可能性がある。それを鑑みれば、「見任大臣」に関しては、対応する子孫も限定的であった可能性はあるだろう。

一方で安田氏の挙げる事例中、橘広相に関しては、確かに良家子孫としての実例である。

先に述べたように、「良家」には時代によって移り替わる「三位以上の家」の意の他に「伝統的な良い家柄」が含まれていると解されるため、広相もまた嵯峨皇后・橘嘉智子を輩出した王族末裔氏族橘氏の後裔として、女王を娶り得たのであろう。そうすると、「良家」に関しては「子・孫」に限定されない「子孫」としての適応がなされていることになる。

従って、「子孫」の指すところを厳密に規定すること、並びに実証することは難しいところであるが、しかし私は「見任大臣」という限られた個人に対しては狭い意味での「子・孫」を意味し、「良家」という限られない家に対しては広い意味での「子孫」を意味したと考える次第である。

#### ④「藤原氏」

最後に、特別に二世女王を娶ることを許された藤原氏について述べる。

安田氏は、「累代相承、摂政不絶」というからには、藤原氏すべてを指すのではなく、主に大臣・納言を出した系統を意味するとして、可能性のある系統を列挙している。<sup>10</sup>しかし当詔は「但藤原氏者、累代相承、摂政不絶、」としているのであって、即ち、安田氏が述べるように「累代相承、摂政不絶である藤原氏勢流が、特別に二世女王を娶ることを許された」のではなく、「但し藤原氏は、累代相承、摂政不絶であるから、二世女王を娶ることを許された」のである。つまり、「累代相承、摂政不絶」は「藤原氏」にかかっているのではなく、藤原氏が特に優遇される理由として述べられているのであって、厳密に言えば、詔中に藤原氏の系統を限定するような内容は含まれていないのである。

例えば、安田氏の挙げる二世女王を娶り得る系統に含まれてはいない事例として、京家の祖・麻呂から数えて四世の玄孫となる正五位下信濃掾・藤原興嗣が、清和皇孫・貞元親王女（二世女王）と結婚した例がある。これは『中古歌仙三十六人伝』の藤原忠房の項において、「信乃掾興嗣男、母貞元親王女、」とされることに典拠しており、即ち、忠房の母である貞元親王女が忠房の父である興嗣の室であつたと解されるわけである。

安田氏はこの事例に関して、興嗣と貞元親王女との間に一世代ほどの年齢差があることから誤伝を指摘しているが、一世代以上の年齢差による婚姻は他にも例のあることであり、根拠とはし難い。また『尊卑文脈』では貞元親王女は忠房の子である親公の生母として記されており、同じく氏の指摘するところの貞元親王女が興嗣ではなく忠房室であつた可能性も大いにあり得るため、誤伝として実例からは除き難い。

もっとも興嗣（忠房）と貞元親王女の結婚は延暦十二年より百年足らずが経過していると思われるから、法の拘束力が大幅に緩和されている可能性がある。しかし既に藤原氏の庶流となつて長い興嗣（忠房）が二世女王を娶っている事実は、延暦十二年の詔の定めるところの「藤原氏」に、系統に対する拘束力が存在しなかつたことを意味しているのではないだろうか。従つて、敢えて「累代相承、摂政不絶」の系統を意識するとしたならば、それは即ち藤原氏の祖ともいふべき鎌足―不比等の子孫すべてを指したと解すべきであろう。

以上、詔中における「藤原氏」には限定性がなかつたことを述べてきたが、但し実際の女王降嫁の実例が多くないことを鑑みても、安田氏の指摘されたような、限られた系統のみが対象になり得るという限定性が、良識の範囲内において存在していた可能性は高いであろう。

では、桓武天皇が以上のような詔を發布した意図とは何であつたのだろうか。その背景を、次の第二章において考察してゆく。

## 二 詔発布の背景とその意図

## 1 延暦十二年の情勢

詔の出された背景について、先行研究では度々桓武天皇の出自の低さが女王降嫁への抵抗を無くしたためとされてきた。<sup>①</sup>この所見には私も賛同するところである。しかしこれは詔を出し得た理由の一端とはなり得るものの、詔を出すことを思い至った理由ではない。即ち先行研究における見解では、わざわざ延暦十二年という年に婚姻規制緩和の詔の発布を決定した具体的理由に関する考察が欠如しているのである。

では桓武天皇が延暦十二年に至り詔を発布せんと考えた理由が何であったのか。その手立てとして、延暦十二年前後を中心とした当時の情勢について以下に考察する。

## ①廟堂の様相

まず『公卿補任』より、桓武朝における議政官構成氏族の傾向について見てゆく。

桓武天皇は父・光仁天皇の思いがけない即位により一世皇子（親王）となったが、初め立太子されたのは井上内親王所生の他戸親王であり、山部親王（桓武）は皇位継承圏外であった。しかし他戸親王を推す藤原北家・永手が薨じると、間もなく井上内親王は廃后、他戸親王は廃太子される。この廃后・廃太子に伴う山部親王擁立は、『続日本紀』宝龜十年七月九日条、並びに『公卿補任』宝龜二年（百川伝）において、式家・百川の奇計によって起こったものとされる。即ち、桓武天皇の即位には百川やその異母兄の良繼（桓武皇后・乙牟漏の父）等が関わっていたのである。<sup>②</sup>

このことに關して、桓武天皇は延暦二十一年六月の宴の最中、皇太子等を召し、「微緒嗣之父、予豈得踐帝位乎、雖知緒嗣為中臣下所<sub>レ</sub>恠、而其父元功、予尚不<sub>レ</sub>忘、宜<sub>下</sub>拜參議以報中宿恩上」（『続日本後紀』承和十年七月廿三日

条)として、予(桓武)を即位させてくれた百川への恩を忘れていないことを述べている。即ち、桓武天皇は藤原式家の後見のもと即位しているのであり、即位以前の宝龜八年(七七七)に良繼、同十年に百川が既に薨じているものの、藤原氏を優遇し得る理由を有していたのである。従って桓武朝初期の廟堂には、藤原氏の起用が大変に目立っている。

例えば、桓武天皇が即位した天応元年(七八一)の廟堂の構成は、左大臣・藤原魚名を筆頭に藤原氏八名、大中臣氏一名、石上氏一名、大伴氏二名、紀氏一名、石川氏一名、皇親一名である。翌延暦元年(七八二)には左大臣から中納言に至るまでのすべてを藤原氏が独占し、藤原氏七名、大中臣氏一名、大伴氏二名、紀氏一名、石川氏一名、皇親一名となる。特に延暦二年に始めて参議に起用された式家・種繼が桓武天皇の寵臣であったことは、それから二年の内に正三位中納言となつてゐること、並びに薨伝において「天皇甚委<sub>レ</sub>任之、中外之事皆取<sub>レ</sub>決焉、」(『続日本紀』延暦四年九月廿四日条)とされていることから明らかである。しかし延暦四年、その種繼が暗殺されるという事件が起こると、以後廟堂には紀氏、佐伯氏等の進出が目立つようになってくる。

そして本稿の主題である詔の發布された延暦十二年になると、依然として藤原氏が筆頭であるものの、その構成は藤原氏三名、大中臣氏一名、紀氏一名、石川氏一名、皇親二名となり、桓武朝初期の半分以上の起用数へと激減している。更に翌延暦十三年、平安京へ遷都をすると、新たに藤原氏三名が参議に起用されているものの、長く参議の席にあつた神王・壹志濃王・紀古佐美が中納言へと昇進し、同十五年の右大臣・藤原繼縄の薨去により、ついに廟堂の筆頭は同年大納言となつた神王・紀古佐美となる。そして延暦十七年、神王の右大臣就任、壹志濃王の大納言昇進により、桓武朝は皇親政權を樹立することとなつたのである。<sup>(13)</sup>

以上より、種繼暗殺事件以後、藤原氏の圧倒的優位性は減退したもののおもな廟堂の筆頭としてあり続けたが、平安京遷都を期に更に勢力は衰退し、皇親の進出によって桓武朝政權が皇親政治へと転換したことが言えるだろう。

こうした藤原氏の勢力衰退の背景として、野村忠夫氏は、藤原氏の地歩形成に伴って内部諸家間の勢力をめぐる暗闘が生まれたこと、並びに参議に起用すべき一定の年齢と官歴に達した人物が不足していたことを理由として挙げている。<sup>(14)</sup> 一方で佐藤宗諱氏は、野村氏の説を受け、藤原氏内における七四〇年～五〇年代出生者が少なかった可能性を述べた上で、しかし同時期の五位叙爵者傾向には大差が見られないことから、単純に藤原氏が新たに参議に任用されなかっただけの可能性もあることを指摘している。<sup>(15)</sup>

その中で佐藤氏は、種継暗殺事件以後参議に起用されるべき可能性があった者の内出身の明らかな者十二名（北家・五名、南家・五名、式家一名、京家一名）に関して、北家は免官、左遷、死去、種継事件への関与などで進出せず、南家には中級官人として生涯を終えた者が多く、また京家は浜成の左降事件もあって元々弱体であった中で、式家の数が少ない点が注目されるとする。つまり、良継・百川・種継等によって藤原氏族内においても躍進していた式家であったが、種継の死後その後継を務めるべき者もなく他家と同様の状態に陥ったことで、全体として藤原氏勢力が衰退したということであろう。更に、これを期に進出した他氏族もまた他の氏族を圧倒するだけの力量は持ち得なかったために、桓武朝後半期は皇親政権による皇親政治期へと転換したのである。

そしてこの転換期となったのが、神王・壹志濃王の躍進の年。即ち、延暦十二年から同十三年の、平安京遷都の構想と実現がなされた時期だったのである。

## ②造都・棄都・遷都

延暦十三年の平安京遷都を期に神王・壹志濃王等皇親が進出し始めた原因として、遷都が政策の心機一転を行うに相応しい一つの節目となり得たことがあるだろう。そして平安京に遷都するということは、僅か十年の都であった長岡京を棄都することである。

桓武天皇は早くより大和国から山背国への遷都を構想していた。特に延暦元年、長岡京造都の推進者である藤原種継<sup>16</sup>が参議に起用されると、翌月には平城京造官省が廃止され、早くも平城京棄都の兆しが現れる。そして延暦三年五月十六日に乙訓郡長岡村の地を視察し、同六月一日に種継等を造長岡京使に任命すると、視察から僅か半年後の同年十一月十一日、ついに長岡京へと遷都する（以上『続日本紀』）。

一方の平安京については、桓武天皇が平安京遷都を構想して山背国葛野郡宇陀野を視察させたのが延暦十二年正月十五日であり、実際に遷都したのは翌十三年十月廿八日のことである（以上『日本紀略』）。そして平安京の造営は、長岡京造営時には見られなかった桓武天皇の積極的な参加のもと、和氣清麻呂、菅野真道等によって推進される。

長岡京遷都と平安京遷都とを比較すると、主な推進者が異なるばかりでなく、構想の具体化から遷都実現までの期間が圧倒的に異なっていることが分かる。平安京は同山背国内での遷都でありながら一年半の準備期間を取っているにも関わらず、長岡京は国を隔てての遷都であるにも関わらず、僅か半年、造営が始まってからを起点とするならば、遷都まで五ヶ月しかなかったのである。

長岡京遷都が急がれた理由としては、先行研究において既に、日次が良かったことが指摘されている。即ち、延暦三年とは万事改まる「甲子革命」の年であって、しかもこの年の十一月一日は十九年に一度しか巡ってこない「朔旦冬至」の日となることから、遷都するにあたって大変縁起が良かったのである（但し実際の遷都は十一月十一日である）。同時に、長岡京遷都が遷都反対派を恐れて秘密裏に行われていたことも、また指摘されている。日次を重要とするならば、本来造営の起点を早めるべきところであるにも関わらず、極めて短期間で迅速に遷都を行った事実、長岡京、ひいては山背国遷都に対する反対派が存在していたことの証明に他ならない。

この懸念は遷都の翌年、延暦四年九月廿三日の種継暗殺事件において現実のものとなる。即ち、大和国に根強い基盤

を持つ大伴氏を中心とした反対派により、山背国遷都の推進者であった種継が暗殺された事件である。

つまり長岡京とは、桓武天皇の寵臣であった種継が命を賭して切り開いた都であり、桓武朝前半期における藤原氏最大の功ともいべき大事業だったのである。

では桓武天皇は何故、大望をかけて造営を始めた長岡京を僅か十年で棄都したのであろうか。

棄都の理由として、先学では早良親王怨霊説・水災説の二説を中心に論議されてきた。

例えば怨霊説とは、喜田貞吉氏に始まり山中裕氏、中山修一氏、佐伯有清氏等によって継承されてきた説である。<sup>(18)</sup>つまり、延暦九年～十年頃は廃皇太弟・早良親王の怨霊が最も恐れられた時期であり、皇太子・安殿親王の病が早良親王の祟りによるというトもあつて、遷都を決したとするのである。しかしこれに対して安井良三氏は、安殿親王の病は怨霊の祟りではなく、早良親王が罪を赦除された後も、その墓が濫穢のまま放置されていたための祟りであつたこと、早良親王の怨霊が祟るという思想は平安遷都後に成立したと見るべきことを述べている。<sup>(19)</sup>一方田中重久氏は、長岡京流域には氾濫の恐れがあることから廃都されることになったのだとする水災説を唱え、また延暦十一年の二度に渡る洪水被害等が原因として論が展開されてきた。更に前川明久氏は、水災説再考の上で、やはり廃都の理由は水災によるものであると述べた上で、加えて桓武天皇が怨霊恐怖に駆られたためだとする、怨霊による水災説を提唱している。<sup>(21)</sup>

その他諸説あるところであるが、更に以上を踏まえた上で瀧浪貞子氏は、長岡京棄都の理由に怨霊や洪水の問題が無関係であつたとは思わないが、実際の理由は長岡京が「十年」という節目を迎えたためであるとする。<sup>(22)</sup>即ち、かつての建物の耐用年数はほぼ二十年であり、十年とは建造物の生命の半分を意味していること。並びに次の平安京造都も十一年目に造宮職が廃止されており、つまり工事が事実上十年で終止符を打たれていること等から、十年が一つの造都の区切りであつたことを指摘するのである。また『日本後紀』延暦十八年二月廿一日条の和氣清麻呂薨伝には「長岡新都、



經三十載「未<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>功、費不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>勝計<sup>一</sup>、清麻呂潛奏、令<sup>下</sup>上託<sup>二</sup>遊獵<sup>一</sup>相<sup>中</sup>葛野地<sup>上</sup>、更遷<sup>二</sup>上都<sup>一</sup>」<sup>上</sup>とあり、長岡京が十年の造都工事を経てなお未だ完成しないために、（だから長岡京はこのあたりで棄てたらどうか、と）密かに奏上したところ、遷都することになったのだとする。

おそらく桓武天皇は、種継の功績たる長岡京棄都への躊躇を持ちつつ、しかしいつまでも完成せず水害等にも悩まされる長岡京に対して疲倦する気持ちもあり、それが清麻呂の奏上と十年という節目を機に、ついに棄都という決断をさせたのであろう。

以上より延暦十三年の平安京遷都という年は、藤原氏が勢力衰退し、皇親勢力が廟堂進出することになる政權交代期であって、同時に藤原氏の功績たる長岡京を棄都した年でもあったことが理解されたかと思う。つまり延暦十三年は、藤原氏に特別の恩寵を持った長岡京時代を棄て、皇親を取り立てた平安京時代へと転換した節目の年なのである。

従って延暦十二年の詔發布の背景にも、①廟堂に参画するようになった皇親（諸王）への計らいⅡ皇親政策の一環と、②衰退を目前とした藤原氏への別格の計らいⅡ恩賞的な一面、の二つの原因があったのではないかと考えるのである。

そこで次に、皇親政策の一環としての一面、並びに藤原氏への恩賞としての一面という点から、詔發布の原因を更に掘り下げて考察したいと思う。

## 2 皇親政策の一環として

先に述べたように、桓武朝後半期において飛躍的な廟堂進出を果たした皇親とは、神王と壹志濃王の二名である。

神王は七三七〜八〇六年に生きた人物で、桓武天皇、藤原種継とは同年の生まれとなる。父は光仁兄弟・榎井皇子であり、天智曾孫（三世王）であった神王は、光仁天皇即位に伴う父への親王宣下と一世王昇格により、おそらく二世王



的な立場になったものと思われる。更に神王の室は従妹であり桓武天皇異母妹である光仁皇女・美努摩内親王であり、桓武天皇とは極めて近い親縁関係にあった。また神王の性格は薨伝に「性恭謹少<sub>レ</sub>文、接<sub>レ</sub>物淡若、雖<sub>レ</sub>居<sub>三</sub>顯貴<sub>一</sub>、克有<sub>レ</sub>終焉。」(『日本後紀』大同元年四月廿四日条)とあって、こうした性格が桓武天皇に重用されたのであろう。

一方壹志濃王は、七三三(八〇五年)に生きた人物である。神王と同じ天智曾孫であり、父の光仁兄弟・湯原親王への親王宣下に伴い、やはり二世王的な立場となったのであろう。また兄妹に、光仁天皇の後宮に入った尾張女王がおり、稗田親王を生んでいる。

延暦十二年の詔とは即ち女王と臣下との結婚を許した詔であり、そのためには女王の存在が重要となる。しかし既に安田氏も指摘しているように、延暦十二年時の諸親王の年齢から見ても、詔の適応範囲内となる婚姻適齢期の二世女王は殆ど存在していなかったと思われる。唯一、尾張女王所生の光仁皇子・稗田親王に女(二世女王)が存在していた可能性はあるが、確認することはできない。そのため先行研究では、詔の発布時に該当する二世女王が存在しないということは、つまり詔が将来的な優遇を語ったに過ぎないものであった、という評価がなされてきた。

しかし皇親側から延暦十二年の詔を捉えた時、果たして二世女王が存在するか否かは問題になるであろうか。世代は関係なく、少なくとも神王や壹志濃王ら二世王の女(三世女王)や孫(四世女王)に対する婚制緩和が実現された時点で、皇親にとつては大きく意味のある詔であったことを考慮すべきである。即ち、我が国の政治体制が合議制を基本とすることからも、皇親が廟堂に進出するにあたって、廟堂内での協力関係を結ぶために女王が臣下に嫁ぐことが許されたことは、大いに価値のあることなのである。この点に関しては、女王が何世であるかは問題にはならない。廟堂に参画する王の女なり孫なりにあたるのが大切なのである。

つまり桓武天皇の皇親政権の構想上、皇親(諸王)が有力な臣下と緊密な関係を築くことは彼らを廟堂に参画させ

る上で非常に有益であり、皇親家（諸王家）が官人家として存続していく上でも有意義な詔となったのである。従って神王・壹志濃王に女が存在した可能性がある以上、詔は発布時より十分に機能し得たと考えるべきであろう。

しかし延暦十二年直後の女王と臣下の結婚に関する実例が史料上に見られないこともまた事実であり、桓武朝と共に神王政権が瓦解して以後、それに続く皇親（諸王）が見られなかったこともまた事実である。ゆえに以上述べた皇親側への利点は、あくまで皇親が廟堂に参画しやすくなるための、あるいは廟堂での立場を盤石とするための有力氏族との紐帯を築き得る可能性を認めたにすぎない。<sup>(23)</sup>

もっとも、二世女王以下の婚制を緩和することは、即ち詔の対象に含まれなかった一世女王（内親王）の存在を別格のものへと引き上げることに直結するわけであるから、神王室・美努摩内親王を通して神王家の尊貴性を高めるような役割を担ったことも考えられる。

しかし神王・壹志濃王等の女と臣下の結婚が確認できない以上、これのみを桓武天皇の詔発布の意図であったとすることはできないであろう。特に、神王等が廟堂に進出し始める時期、という漠然としたものではなく、明確に延暦十二年でなければならなかった理由は、皇親政策の一端という一面の中には見出せない。

ではその直接的原因が何であったのかについて、次に藤原氏への恩賞の一面について考察する。

### 3 恩賞の一面として

延暦十二年の詔の発布の背景に翌年の平安京遷都が影響していることは、既に安田氏も指摘しており、氏は、桓武天皇が平安新都をミウチ的体制の構築によって維持しようと構想し、有力な氏族、特に藤原氏をミウチ的体制に取り込もうと詔を発布したとしている。

同じく浅尾広良氏も、延暦十二年の詔は桓武皇統の權威が極めて脆弱であつたために、藤原氏との繋がりを強化しようとして発布されたものであることを述べ、概ね安田氏の見解を継承しているように思われる。<sup>24)</sup>

しかし先にも述べたように、延暦十二年（七九三）は藤原氏衰退の要となつた平安京遷都構想の年であり、廟堂における藤原氏勢力もまた他氏族と一線を画すものではなくなつていたと思われる。もしも藤原氏包括を意図する、あるいは藤原氏の後見を求めるのならば、もっと実現可能で明確な藤原氏への優遇策を出すべきである。しかしその様子は見られず、また二世女王が詔発布直後に藤原氏へ嫁いだという事例も見られないことから、両氏の見解には賛同し難い。

むしろ、平安京遷都を機に藤原氏が衰退したこと、並びに平安京遷都にあつて棄都した長岡京が、そもそも長岡京造営に尽力して命を落としたかつての寵臣・藤原種継の実績を放り棄てることになるという点に、注目すべきであろう。即ち詔は、長岡京棄都にあつて、その功績を有する藤原氏に棄都を納得させるための緩和策として構想されたのであり、翌年以降の新平安京造営と新桓武皇親政権の樹立を想定した上での藤原氏への最後の恩賞的な意味合いがあつたのではないかと考えるのである。

もっとも、延暦十三年以後になり桓武天皇が意図的に藤原氏を廟堂から排除したというわけではない。確かに藤原氏出身者は減少し、政権は神王の主導へと移つてゆくものの、藤原氏から複数人を参議に登用する等の優遇は残る。但し、それまでのミウチ的な親密さが見られなくなり、関係が希薄となつたことは確かであろう。

その様子は、例えば桓武天皇の藤原氏私邸への行幸傾向から窺える<sup>25)</sup>（表2参照）。

まず『続日本紀』延暦二年（十年）の桓武天皇の行幸記事は八回あり、その内四回が藤原氏私邸への行幸を含む。初見は延暦三年閏九月十七日の右大臣・藤原是公の田村邸への行幸で、以後延暦六年八月廿四日、同年十月十七日（廿日）、延暦十年十月十日（十三日）と、大納言（右大臣）・藤原継繩邸、並びに継繩の別荘へ行幸している。

(表2) 桓武天皇行幸一覧 (延暦2年～同15年)

| 年              | 月日              | 行幸先       | 目的    | 恩 給                                                 | 備 考           | 出典    |
|----------------|-----------------|-----------|-------|-----------------------------------------------------|---------------|-------|
| 延暦2年<br>(783)  | 10.14<br>～10.18 | 交野        | 遊猟    | 当年の交野郡田祖免除、国・郡部、近隣高年齢者と諸司従者への賜物、百済王氏数名の位階昇授、百済寺への施入 |               | 続紀・類史 |
| 延暦3年<br>(784)  | 閏9.17           | 田村第       | 宴会飲酒  | 是公の三男・弟友に従五位下                                       | 右大臣藤原是公邸      | 続日本紀  |
|                | [11.11]         |           |       |                                                     | 長岡京遷都         | 続日本紀  |
| 延暦4年<br>(785)  | 8.24<br>～9.24   | 平城宮       | 斎宮下向  |                                                     | 9月7日下向        | 続日本紀  |
|                | 9.8             | 水雄岡       | 遊猟    | (巨勢嶋人、池原縄主に位階を授く)                                   | 現京都市右京区嵯峨水尾   | 続日本紀  |
|                | [9.23]          |           |       |                                                     | 藤原種継暗殺事件      | 続日本紀  |
|                |                 |           |       |                                                     |               |       |
| 延暦6年<br>(787)  | 8.24            | 高埴津・継縄邸   |       | 継縄正室・百済王明信に従三位                                      | 行幸帰途に継縄邸へ     | 続日本紀  |
|                | 10.17<br>～10.20 | 交野・継縄邸    | 遊猟    | 別荘遊楽で、百済王氏、藤原氏らに位階授与(20日)                           | 大納言継縄別荘を行宮と為す | 続日本紀  |
|                |                 |           |       |                                                     |               |       |
| 延暦9年<br>(790)  | [閏3.10]         |           |       |                                                     | 皇后藤原乙牟漏崩御     | 続日本紀  |
| 延暦10年<br>(791) | 4.27            | 神王邸       | 酒宴    | 王の娘・潔庭王(女王)に従五位下                                    | 彈正尹神王邸        | 続日本紀  |
|                | 10.10<br>～10.13 | 交野・継縄邸    | 遊猟    | 別荘遊楽で、百済王氏、藤原氏らに位階授与(12日)                           | 継縄別荘を行宮と為す    | 続日本紀  |
| 延暦11年<br>(792) | 1.9             | 諸院        | 巡覧    | 猪隈院において五位以上に銭を下賜                                    |               | 類聚国史  |
|                | 1.20            | 登勒野       | 遊猟    | 終了後、葛野川畔で臣下に酒を下賜                                    | 山城国、現在地未詳     | 類聚国史  |
|                | 2.6             | 水生野       | 遊猟    |                                                     | 現大阪府三島郡       | 類聚国史  |
|                | 2.18            | 大原野       | 遊猟    |                                                     | 現京都市西京区       | 紀略・類史 |
|                | 2.27            | 栗前野・是公邸   | 遊猟    | 身分に応じて物を下賜                                          | 現宇治市、後は公別荘へ   | 類聚国史  |
|                | 2.29            | 京中、乙叡邸    | 巡幸・宴  | 乙叡の父右大臣継縄の孫、正六位上諸王に従五位下                             | 巡幸後兵部大輔乙叡邸へ   | 紀略・類史 |
|                | 3.1             | 楓谷        | 行幸    |                                                     | 現京都市西京区大原野    | 日本紀略  |
|                | 5.17            | 葛野川・継縄邸   | 行幸    |                                                     | 後に右大臣継縄別荘へ    | 日本紀略  |
|                | 9.9             | 大原野       | 遊猟    |                                                     |               | 類聚国史  |
|                | 9.21            | 栗前野       | 遊猟    | 五位以上の者に衣被を下賜                                        |               | 類聚国史  |
|                | 9.25            | 登勒野       | 遊猟    |                                                     |               | 類聚国史  |
|                | 9.28            | 交野        | 遊猟    |                                                     | 現大阪府枚方・交野     | 類聚国史  |
|                | 10.14           | 大原野       | 遊猟    |                                                     |               | 類聚国史  |
|                | 閏11.2           | 水生野       | 遊猟    |                                                     |               | 類聚国史  |
|                | 閏11.7           | 諸院        | 巡幸    | 宮に帰る後扈從の官人に禄を下賜                                     |               | 紀略・類史 |
|                | 閏11.9           | 葛葉野       | 遊猟    |                                                     |               | 類聚国史  |
|                | 閏11.16          | 大原野       | 遊猟    | 日暮後宮に帰り五位以上の者に綿を下賜                                  |               | 類聚国史  |
|                | 閏11.18          | 高橋津・石作丘   | 行幸・遊猟 |                                                     |               | 類聚国史  |
|                | 閏11.24          | 登勒野       | 遊猟    |                                                     |               | 類聚国史  |
| 延暦12年<br>(793) | 2.4             | 栗前野・伊予親王邸 | 遊猟    | 五位以上の者に衣被を下賜                                        | 後伊予親王邸に立ち寄る   | 類聚国史  |
|                | 2.13            | 水生野       | 遊猟    |                                                     |               | 類聚国史  |
|                | 3.1             | 葛野        | 巡覧    |                                                     | 新京巡覧          | 日本紀略  |

21 延暦十二年の詔

|                |          |                   |    |                              |                   |       |
|----------------|----------|-------------------|----|------------------------------|-------------------|-------|
| 延暦12年<br>(793) | 4. 3     | 葛野・継<br>縄邸        | 行幸 |                              | 後右大臣継縄別荘へ         | 日本紀略  |
|                | 7. 19    | 大原野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 7. 25    | 新京                | 巡覧 | 造宮使と将領に衣を下賜                  |                   | 日本紀略  |
|                | 8. 21    | 大原野               | 遊猟 | 五位以上に衣を下賜                    |                   | 類聚国史  |
|                | 8. 26    | 京中・乙<br>叡邸        | 巡覧 | 乙叡邸宅の園池にて四位以上の者に衣を<br>下賜     | 後左京大夫乙叡邸園池<br>へ   | 類聚国史  |
|                | 8. 28    | 葛野・継<br>縄邸        | 遊猟 | 継縄別荘にて侍臣と右大臣子弟に衣を下<br>賜      | 後右大臣継縄別荘へ         | 類聚国史  |
|                | 9. 7     | 大原野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | [ 9. 10] |                   |    |                              | 【延暦十二年の詔】         | 日本紀略  |
|                | 9. 22    | 栗前野・<br>伊予親王<br>邸 | 遊猟 | 伊予親王と奉獻した藤原雄友の子弟に衣<br>を下賜    | 後伊予親王の川沿いの<br>邸へ  | 類聚国史  |
|                | 9. 24    | 瑞野                | 遊猟 |                              | 現伏見区淀美豆           | 類聚国史  |
|                | 11. 2    | 新京・継<br>縄邸        | 巡覧 | 継縄別荘に立ち寄り五位以上の者に衣を<br>下賜     |                   | 紀略・類史 |
|                | 11. 5    | 葛野                | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 11. 10   | 交野                | 遊猟 | 継縄が摺衣を献上し、五位以上と命婦・<br>采女らに下賜 |                   | 類聚国史  |
|                | 11. 26   | 栗倉野               | 遊猟 |                              | 栗前野のことか           | 類聚国史  |
|                | 12. 10   | 瑞野                | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
| 延暦13年<br>(794) | 12. 19   | 岡屋野               | 遊猟 | 紀古佐美、紀木津魚が奉獻、侍臣以上に<br>物を下賜   |                   | 類聚国史  |
|                | 1. 25    | 栗前野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 1. 26    | 瑞野                | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 2. 13    | 葛野                | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 2. 27    | 水生野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 3. 4     | 大原野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 4. 28    | 新京・継<br>縄邸        | 巡覧 | 継縄の別荘まで戻り宴を催し五位以上に<br>衣を下賜   | 後継縄の高橋津の別荘<br>へ   | 紀略・類史 |
|                | 8. 10    | 大原野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 8. 16    | 大原野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 9. 22    | 交野                | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 10. 13   | 交野                | 遊猟 | 百済王らに物を下賜                    |                   | 類聚国史  |
|                | [10. 22] |                   |    |                              | 天皇新京へ遷る           | 日本紀略  |
|                | [10. 28] |                   |    |                              | 平安京遷都             | 日本紀略  |
|                | 11. 2    | 北岡                | 遊猟 |                              | 平安京北方丘陵地か         | 類聚国史  |
|                | 11. 9    | 康楽岡               | 遊猟 |                              | 現左京区吉田神楽岡の<br>吉田山 | 類聚国史  |
|                | 12. 17   | 大原野               | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 12. 24   | 山階野               | 遊猟 |                              | 現京都市山科区           | 類聚国史  |
| 延暦14年<br>(795) | 3. 16    | 日野                | 猟  | 五位以上に衣を下賜                    | 現京都市伏見区           | 類聚国史  |
|                | 3. 27    | 交野                | 遊猟 |                              |                   | 類聚国史  |
|                | 6. 15    | 近東院               | 行幸 |                              |                   | 日本紀略  |
|                | 6. 27    | 大堰                | 行幸 |                              | 葛野川設置の井堰          | 日本紀略  |
|                | 7. 12    | 京中                | 巡幸 |                              |                   | 類聚国史  |

|                |                 |              |    |                      |             |       |
|----------------|-----------------|--------------|----|----------------------|-------------|-------|
| 延暦14年<br>(795) | 7.13            | 佐比津          | 行幸 |                      | 現京都市南区吉祥院   | 日本紀略  |
|                | 閏7.7            | 大堰           | 行幸 |                      |             | 日本紀略  |
|                | 8.3             | 大堰           | 行幸 |                      |             | 日本紀略  |
|                | 8.5             | 柏原野          | 遊猟 |                      |             | 類聚国史  |
|                | 8.16            | 大原野          | 遊猟 |                      |             | 類聚国史  |
|                | 8.18            | 北野           | 遊猟 |                      | 現京都市北区      | 日本紀略  |
|                | 8.19            | 朝堂院          | 視察 |                      |             | 日本紀略  |
|                | 8.22            | 柏原野          | 遊猟 |                      |             | 紀略・類史 |
|                | 8.28            | 日野           | 遊猟 |                      |             | 紀略・類史 |
|                | 9.4             | 東院           | 行幸 |                      |             | 日本紀略  |
|                | 9.22            | 登勒野          | 遊猟 |                      |             | 紀略・類史 |
|                | 10.1            | 紫野           | 遊猟 |                      | 現京都市北区      | 紀略・類史 |
|                | 10.16<br>-10.22 | 交野・継<br>縄邸   | 行幸 |                      | 後継縄別荘を行宮と為す | 日本紀略  |
|                | 10.28           | 栗栖野          | 遊猟 | 近衛将監従五位下住吉綱主に従五位上    | 現京都市東山区     | 紀略・類史 |
|                | 11.25           | 大原野          | 遊猟 |                      |             | 紀略・類史 |
|                | 12.1            | 京中           | 巡幸 |                      |             | 紀略・類史 |
|                | 12.18           | 京中           | 巡幸 |                      |             | 紀略・類史 |
| 延暦15年<br>(796) | 1.11            | 芹川野          | 遊猟 |                      | 現京都市伏見区     | 紀略・類史 |
|                | 1.20            | 登勒野          | 遊猟 | 四位以上に衣、五位に帖綿を下賜      |             | 紀略・類史 |
|                | 1.28            | 水生野          | 遊猟 | 五位以上に衣を下賜            |             | 紀略・類史 |
|                | 2.12            | 紫野           | 行幸 |                      |             | 日本紀略  |
|                | 3.2             | 日野           | 遊猟 |                      |             | 紀略・類史 |
|                | 3.24            | 朝堂・諸<br>院    | 巡覧 | 侍臣と護衛の諸衛府の者に物を下賜     | 近東院にて終日宴を催す | 紀略・類史 |
|                | 4.1             | 京中           | 巡幸 |                      |             | 紀略・類史 |
|                | 6.16            | 葛野川          | 行幸 |                      |             | 日本紀略  |
|                | 8.25            | 大蔵省          | 行幸 | 侍臣以下に布を下賜            |             | 日本後紀  |
|                | 8.28            | 登勒野          | 遊猟 |                      |             | 日本後紀  |
|                | 9.21            | 栗前野          | 遊猟 |                      |             | 日本後紀  |
|                | 10.5            | 大原野          | 遊猟 |                      |             | 日本後紀  |
|                | 10.6            | 紫野           | 遊猟 | 五位以上に衣被を下賜           |             | 日本後紀  |
|                | 10.9            | 日野           | 遊猟 | 五位以上に衣を下賜            |             | 日本後紀  |
|                | 10.16           | 登勒野          | 遊猟 |                      |             | 日本後紀  |
|                | 11.2            | 北野           | 遊猟 |                      |             | 日本後紀  |
|                | 11.21           | 日野           | 遊猟 |                      |             | 日本後紀  |
|                | 11.29           | 栗栖野          | 遊猟 |                      |             | 日本後紀  |
|                | 12.14           | 京中・朝<br>原皇女邸 | 巡幸 | 朝原内親王邸に立ち寄り五位以上に物を下賜 |             | 日本後紀  |

『日本後紀』（延暦十一年）では、延暦十一年の全十九回の行幸の内、藤原氏私邸への行幸は三回（是公邸・乙叡邸・繼縄邸）、延暦十二年には全十八回の行幸の内、藤原氏私邸へ四回（繼縄邸三回、乙叡邸）と頻繁に行幸しており、しかし延暦十三年になると全十四回の行幸の内、藤原氏私邸については繼縄邸の一回のみとなる。更に平安遷都を経て、延暦十四年には全二十二回中繼縄邸一回となり、延暦十五年以後、遂に藤原氏私邸への行幸は途絶える。即ち、桓武天皇の藤原氏私邸への行幸回数もまた平安遷都を機に殆ど絶えてしまうのである。

中でも特に注目されるのは、延暦十二年八月廿六日の乙叡邸園池への行幸と、それに続く同廿八日の繼縄邸別荘への行幸である。この二所への行幸と、その直後の同年九月十日に發布された延暦十二年の詔とを鑑みると、翌年の平安京遷都の構想により藤原氏の功績を無碍にする上で、廟堂の最高位、つまり藤原氏の氏長者的立場にあつたであろう繼縄に私的にこれを相談した上で、詔が用意されたという可能性もあり得るのではないだろうか。

即ち桓武天皇は、延暦十三年の平安遷都による長岡京の棄都、並びにそれに伴う神王・壹志濃王登用による皇親政権確立の構想によって、大恩ある藤原氏に対し、最後の恩賞としての優遇策Ⅱ延暦十二年の詔を發布したのである。

つまり、それまでの長岡新京造営と桓武天皇即位の実現という点において多大な功と恩のある藤原氏に対し、その恩を忘れるはしないこと、されど新たな新京造営と皇親政権の構想により、これより下火となるであろう藤原氏勢力が依然として「特別である」ことを公表するという意図を以て、延暦十二年の詔は發布されたと考えるのである。

### おわりに

以上を総括すると、まず延暦十二年の詔の規定するところとは即ち、在任の大臣家と三位以上の良家の子弟、並びにそれに準じる伝統氏族の子孫に対して三世女王以下との結婚を許し、また藤原氏は特別の功績によって、特別に二世女



王との結婚を許した法令であったと考える。

そして桓武天皇がこのような皇親女子の婚制に対する大幅な緩和を行った背景として、延暦十三年の平安京遷都を機として変貌する桓武朝の方針転換が原因であることを述べた。即ち、藤原氏の功である長岡京を棄都することへの謝礼、並びに桓武天皇擁立と即位の実現に関して恩のある藤原氏が、今後の皇親政権樹立の構想に伴い衰退していくことを見越した上で、その大恩への最後の恩賞として、そして衰退してもなお藤原氏が特別であることを公表する意図を以て、延暦十二年の詔は発布されたのである。

では延暦十二年の詔が発布されたことで、藤原氏を含む臣下にとって、また皇親にとってどのような影響が与えられることになったのかを最後に述べたいと思う。

まず臣下にとつての意義としては、先行研究では藤原氏への未来への優遇を語ったにすぎないとする消極的な評価がなされてきたことを述べた。しかし本稿によつて、詔の発布が、桓武天皇の藤原氏への恩賞的意味合い、並びに特別性の公表という意図を孕んでいたことが明らかにされたかと思う。

また時代が下ると、女王と臣下、特に二世女王と藤原氏の婚姻事例は飛躍的に増加することから、詔が臣下にとつて有用に働いたことが言えるであろう。

更に二世女王が藤原氏と結婚できるという詔は、その過大解釈によつて、元一世皇女である嵯峨天皇女・源潔姫が藤原良房へと降嫁する可能性を生みだし、次いで源氏への内親王降嫁、次いで藤原師輔が内親王を娶るに至るまでの過程を築くことになった。師輔への内親王降嫁は延暦十二年の詔にも規定されない違法行為であるが、これが勅勘を蒙らずに許されたことは、藤原氏勢力の増大ばかりでなく、延暦十二年の詔による婚制緩和によつて、二世女王までならば娶ることを許される、という前提が存在していたからに他ならない。もしも臣下が皇親女子を娶ることがなおも堅く禁じ

られていたならば、いかに師輔といえども内親王を降嫁させることは非常に困難なことであつたであらう。

即ち延暦十二年の詔は、特に藤原氏の皇族への接近と、内親王降嫁実現にとつて、大いに意義を持ったのである。

次に天皇家（皇親）にとつての意義が存在したか否かについては、先にも述べたように、臣下との姻戚関係による親王諸王の政界進出の可能性が増加したことが挙げられるであらう。臣下がより皇族に近しい血筋の女王を娶り皇族に接近できるようにしたばかりでなく、王家にとつても、臣下を娘婿として家に包括することが出来るようになったのである。

また延暦十二年時、おそらく一世皇女（内親王）は光仁・桓武皇女しか存在していなかった。このことに着目すると、諸皇統諸王家の女王が臣下に降嫁することを許され臣下との距離を縮めたのに対し、天智系皇統にある光仁・桓武皇女にのみそれが許されなかった。つまり、桓武天皇が新皇統の確立と皇権の安定化を図る中で、自身の子女姉妹に限り婚姻を規制し尊貴性を維持させたことは、他の皇統の皇親に追隨を許さない尊貴な存在として、天智系血統ひいては桓武血族を別格化したことになるのである。

その上で桓武天皇は、皇位継承し得る安殿・神野・大伴親王にそれぞれ別格化した桓武皇女、大宅・高津・高志内親王を娶らせている。これによつて臣下が決して娶り得ない内親王を娶つた親王となり、桓武血族の尊貴性を重ねて向上させている。桓武天皇は、このような桓武皇子女の別格化とそれら皇子女の異母兄妹婚の促進により、桓武天皇の血を引く皇親を再生産することでミウチの結束を固め、桓武皇統をより正統で尊貴なものとして格付けたのである。

即ち、桓武天皇は延暦十二年の詔を以て、藤原氏への優遇と恩賞を公表すると同時に、諸王への政治参画の機会を与え、更に桓武皇子女の尊貴性の向上による別格化を図り、これによつて臣下にも、皇族にも、そして自身にも有益となり得る法令として詔を發布したのである。しかしこれがくしくも後世、臣下への内親王降嫁を引き起こし、藤原氏の

注

- (1) 安田政彦「平安前期の皇親政策」(『平安時代皇親の研究』所収、吉川弘文館、一九九八年) 以下安田氏の説はすべてこの論文に従うため、特に注記はしない。
- (2) 『大宝令』は現存していないため、本稿では以下すべて『令義解』を参考とする。
- (3) 当條における「親王」は実例に則して「内親王」と解した。逆に親王が妻を娶ることに關しては特別な規定はなく、当條は内親王にのみ適用されたものである。
- (4) 栗原弘「皇親女子と臣下の婚姻史―藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために―」(『名古屋文理大学紀要』二、二〇〇二年)
- (5) 今江広道「八世紀における女王と臣下との婚姻に関する覚書」(『坂本太郎博士頌寿記念日本史学論集』上巻所収、吉川弘文館、一九八三年)
- (6) 『類聚三代格』にもほぼ同文を載せる。
- (7) 例えば、吉備内親王と長屋王(二世王)の子(三世王)を二世王に。能登内親王と市原王(四世王)の子(五世王)を二世王とした例などがある。
- (8) 但し『政事要略』欠損のため、「至要雜事」中の詳細を確認することはできない。

(9) なお安田氏の挙げるところの藤原氏以外の実例である源弘や平惟範の例については、氏の見解の通り、准皇親的な特殊性があったとして実例から例外的に除くことが可能である。

(10) 安田氏は、二世女王を娶り得た系統として、北家「小黒麻呂流、永手流、真楯流、魚名流」、南家「豊成・継縄流、是公流、縄磨流」、式家「良繼流、種繼流、田磨流」を挙げ、この他式家の百川が桓武擁立の功臣として考慮されたであろうが、南家の仲麻呂流は逆臣として除外されたであろうとする。

(11) 安田氏註(1) 前掲書、栗原氏註(4) 前掲論文、ほか。

(12) 瀧浪貞子『日本古代宮廷社会の研究』(思文閣出版、一九九一年)

(13) 彦由三枝子「桓武天皇朝に於ける大納言神王政権の成立とその諸政策(Ⅰ)」(『政治経済史学』三四四、一九九五年)

(14) 野村忠夫「桓武朝後半期の一・二の問題―延暦十四年十月八日格を中心に―」(『古代学』一〇、一九六二年)

(15) 佐藤宗諄「藤原種継暗殺事件以後―桓武朝における官人構成の基礎的考察―」(『滋賀大学教育学部紀要、人文科学・社会科学・教育学』一九、一九七〇年)

(16) 藤原種継は薨伝中において「初首建」議、遷「都長岡」(『続日本紀』延暦四年九月廿四日条)ともされており、長岡京遷都建議における初期段階からの中心人物であったことが知られる。

(17) 管見の限りでは延暦十二年から同十六年の五年の間に明確なものだけでも十七回の京中巡覧並びに視察が行われており(表2参照)、これは長岡京造営時には見られない傾向である。更に『寛平御遺誡』『宇治拾遺物語』等にも、桓武天皇と技術者とのやり取りに関するエピソードが収められているなど、平安京造営に対する関心ぶりが窺われる。

(18) 喜田貞吉『帝都』、山中裕「平安京」(『国文学・解釈と鑑賞』二〇(四)、一九五五年)、中山修一「長岡廃都考」(『史想』五)、佐伯有清「長岡・平安遷都事情新考」(『日本歴史』一二五)

- (19) 安井良三「長岡京の廢都と早良親王の怨靈」『文化史研究』九・十合併号、一九五九年)
- (20) 田中重久「長岡京の生態」『学海』四(五)、一九四七年)
- (21) 前川明久「長岡京廢都理由の一考察」『日本上古史研究』四(六)、一九六〇年)
- (22) 瀧浪貞子『平安建都』(集英社、一九九一年)
- (23) これは後に、より臣下としての立場に近しく廟堂に参画し得、更に臣下とも自由に姻戚關係を結び得た存在、即ち賜姓源氏等にと取って変わられた。源氏等は皇親の一員として天皇の親政を助ける存在になり得ると同時に、明確な臣下として政權を獲得し得、諸王ともまた違った皇族と臣下とのグレーゾーン的存在となったのである。従って賜姓源氏等の創出が諸王の政界進出を阻んだことも確かである。
- (24) 浅尾広良「桐壺皇統の始まり―后腹内親王の入内と降嫁―」(『國學院雜誌』一〇九(二〇)、二〇〇八年)
- (25) 桓武天皇の行幸記事は『続日本紀』中においてはあまり見られないが、『日本後紀』内において記事が圧倒的に増加する。これは『日本後紀』以降行幸が増加したのではなく、執筆傾向の相違によるものであると思われるため、その点には留意されたい。なお『日本後紀』は多くが散逸しているため、『日本紀略』『類聚国史』から適宜補った。
- (26) なお桓武天皇の即位した天応元年、並びに翌延暦元年については、行幸記事が一度も見られないことから除外した。